

福島県緊急医師確保修学資金
貸与制度のご案内
(令和7年度版)

令和7年4月

福島県地域医療支援センター

目 次

1	制度の目的	1
2	貸与の申請	
(1)	貸与対象者	1
(2)	貸与額	2
(3)	募集人員	2
(4)	貸与申請の手続き	2
(5)	申請書の提出期限	3
(6)	修学資金の問合せ先	3
3	貸与決定とその後の手続き	
(1)	貸与者の選考・決定	3
(2)	貸与期間及び貸与方法	3
(3)	貸与の休止	4
(4)	貸与契約の解除	4
(5)	修学資金の2年目以降の貸与	4
(6)	その他届出が必要な事項	4
4	返還債務の免除	
(1)	返還債務の全部免除	4
(2)	返還債務の一部免除	5
5	修学資金の返還	
(1)	一括返還	6
(2)	履行猶予	6
(3)	延滞利息	6
6	卒業後の手続き	
(1)	返還免除までの期間に必要な手続き	7
(2)	返還の免除申請	7
(3)	その他届出が必要な事項	7
7	貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧	8

(別添) 福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム

1 制度の目的

福島県緊急医師確保修学資金貸与制度は、県内における医師不足を解消するため、将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする福島県立医科大学医学部の学生に対して修学に必要な資金を貸与する制度です。

2 貸与の申請

(1) 貸与対象者

福島県立医科大学医学部に在学する方で、「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」を履修し、将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務する意思のある方。

- 令和7年4月に入学した方及び在学している方が対象となります。
現在留年中の方は応募できません。
- 令和7年度入試において、推薦入試のB枠、一般入試の地域枠で合格し入学した方は必ず申請してください。
- 他の勤務義務のある修学資金等と原則併用できませんが、義務条件が重複しない等の場合に限り認める場合があります。他の修学資金等の貸与を受けている（受ける予定も含む）方は必ずお問合せください。
なお、日本学生支援機構の奨学金は併用可能です。
- 県内の公的医療機関等は次のとおりです。詳しくは「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」の「別表2 勤務対象医療機関」を御覧ください。
 - ① 県が設置する病院又は診療所
 - ② 市町村が設置する病院又は診療所
 - ③ 地方公共団体の組合が設置する病院又は診療所
 - ④ 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に置かれた附属病院又は健康増進センター
 - ⑤ 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
 - ⑥ 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院
 - ⑦ 福島県厚生農業協同組合連合会が設置する病院又は診療所
 - ⑧ 社会福祉法人恩賜財団済生会が設置する病院又は診療所
 - ⑨ 日本赤十字社が設置する病院
 - ⑩ 国民健康保険組合が設置する病院又は診療所
 - ⑪ 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院
 - ⑫ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所
 - ⑬ 保健、医療及び衛生に関する事項を所管する県の機関（前号に規定する保健所を除く）

⑭ その他知事が定める機関

※ 勤務場所については、福島県地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定します。

また、勤務する期間のうち原則1年は週1日以上へのき地診療所等への診療応援を行うこととし、診療応援先は、上記公的医療機関等のうち国民健康保険直営診療所・市町村立診療所又はへき地医療拠点病院（福島県立南会津病院、福島県立宮下病院）となります。

（２）貸与額

月額 150,000円

○ 修学資金は令和7年4月分から貸与します。

○ 新入生の方は入学料相当額を加算することができます。

ア 県内出身者 282,000円

イ 県外出身者 846,000円

（３）募集人員

60名

※ 令和7年度においては、推薦入試のB枠及び一般入試の地域枠の入学
者（合計45名）に対して貸与することが確定していますので、B枠・
地域枠以外の方についての募集人員は15名となります。

（４）貸与申請の手続き

修学資金の貸与を希望する方は、以下に掲げる書類を福島県立医科大学教育研修支援課（以下「教育研修支援課」という。）まで提出してください。

【提出書類】

① 福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書（様式第1号）

○ 申請には2名の保証人が必要です。

・ 1人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族

・ 他の1人は成年者であって独立の生計を営み、修学資金を返還できる程度の資力を有する者

○ 入学料に相当する額の加算を希望される方は、支払った入学料の額が確認できる書類（領収書の写し等）を添付してください。

② 戸籍抄本

③ レポート（A4横書：別紙のとおり）※データ作成可

○ 次の項目について記載してください。

「①将来、どのような医師になりたいか」「②福島県の地域医療にどのように貢献したいか」「③福島県緊急医師確保修学資金制度の趣旨を要約（義務履行、勤務医療機関等について）」

- 計900字程度を目安とします。
- レポートの余白に氏名を記入してください。
- ④ 銀行口座振込申出書
 - ※ 本人名義の通帳のコピー添付
- ⑤ 福島県キャリア形成卒前支援プラン適用同意書
- ⑥ (新入生を除く在学生の方のみ) 学業成績証明書

※ 以上の書類に、「福島県立医科大学医学部長の推薦調書(様式第2号)」が添付され、申請書類一式として福島県地域医療支援センターに提出されます。

(5) 申請書の提出期限

令和7年5月8日(木)まで、教育研修支援課へ必要書類を添えて提出してください。

(6) 修学資金の問合せ先

福島県地域医療支援センター

〒960-1295 福島市光が丘1番地

TEL 024-547-1711 (直通)

(土・日・祝日を除く8:30~17:15)

FAX 024-547-1991

E-mail rmsc@pref.fukushima.lg.jp

3 貸与決定とその後の手続き

(1) 貸与者の選考・決定

選考委員会を開催して、提出された申請書類について審査を行うとともに、必要に応じて面接を行い、貸与者を選考(内定)します。

その結果を申請者に通知し、内定者に次の書類を提出いただいた後、正式決定されます。

【提出書類】

- 緊急医師確保修学資金貸与契約書

(2) 貸与期間及び貸与方法

令和7年4月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月1か月分ずつ貸与します。(正規の修業年限に相当する期間に限ります。)

ただし、初回貸与は、4月分~貸与開始月分を併せて貸与します(7月下旬頃以降となる予定)。

また、入学料に相当する額は、修学資金月額の前回貸与時に加算します。

(3) 貸与の休止

福島県立医科大学（以下「医科大学」という。）を休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学するまでの間、貸与は休止します。

(4) 貸与契約の解除

貸与を受けている人が次のいずれかに該当することになったときは、修学資金の貸与契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(5) 修学資金の2年目以降の貸与

2年目以降は、毎年4月30日までに前学年における学業成績証明書(医科大学教育研修支援課作成)の提出が必要になります。

また、年度当初の貸与継続の確認作業のため、4月分の貸与は例月よりも遅れる見込みですので、事前にご了承ください。

(6) その他届出が必要な事項

上記の他、貸与期間中に、届出が必要な事項があります。

詳しくは「7 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

4 返還債務の免除

(1) 返還債務の全部免除

貸与を受けた人が、医科大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに臨床研修であって県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの（以下「県内臨床研修」という。）に従事し、その後継続して後期研修、医学に係る研究（大学又はこれに類する施設であって知事が認めるものにおける研究に限る。）又は公的医療機関等の医師としての勤務に従事している場合で、次のいずれかに該当するときは、返還が全額免除されます。

- ① 県内臨床研修に従事した期間、公的医療機関等の医師としての勤務に

従事した期間及び医科大学附属病院その他県内の病院のうち知事が認める病院で行われる後期研修に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（以下「県内臨床研修等従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

② 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 修学資金の貸与を受けた期間が1年5か月に満たない場合は、県内臨床研修等従事期間が1年5か月の1.5倍に相当する期間に達したときに、返還が全額免除されます。
- 知事が指定する県内の臨床研修病院については「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」の「別表1 福島県内の基幹型臨床研修病院」をご覧ください。
- 修学資金の貸与を受けている方の場合、2年間の県内臨床研修において、履修が必須となる項目等があります。詳しくは、「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」の「別紙 修学資金被貸与者の基本プログラムについて」をご覧ください。
- 県内後期研修に従事した期間のうち県内臨床研修等従事期間に算入する期間は、修学資金の貸与を受けた期間から2年を減じた期間を限度とします。ただし、修学資金の貸与を受けた期間が2年を下回る場合には、県内後期研修に従事した期間は、県内臨床研修等従事期間に算入しません。
- 他、詳細は「福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム」をご覧ください。

（2）返還債務の一部免除

貸与を受けた人が、次のいずれかに該当するときは、返還する額の一部が免除されます。

- ① 下記5のエ又はオに該当する場合に免除される額
 - ・ 返還債務の額×（県内臨床研修等従事期間÷貸与期間の3／2）
- ② 下記5のア～キにより返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった場合に免除できる額
 - ・ 返還債務の全部又は一部に相当する額

5 修学資金の返還

(1) 一括返還

修学資金の貸与を受けた人は、4の(1)により返還債務の全部を免除される場合を除き、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければなりません。

ア 医科大学を退学したこと等により契約が解除されたとき。

イ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事しなかったとき。

ウ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事した場合において、その後継続して後期研修、医学に係る研究又は公的医療機関等の医師としての勤務(以下「後期研修等」という。)に従事しなかったとき。

エ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、後期研修等に従事しなくなったとき(次に掲げる場合を除く。)

オ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に県内臨床研修に従事した日から修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に県内臨床研修に従事した日から起算して12年(育児休業の期間その他知事が認める期間を加えた期間を加算することができる。)を経過する日までの期間を限度として知事が認める期間を経過したとき。

カ 医科大学を卒業した後死亡したとき。

キ 医科大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

○ 返還利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの割合で計算した額となります。

○ 返還に際し、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることがあります。

(2) 履行猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、知事が必要と認める期間、返還債務の履行が猶予されることがあります。

(3) 延滞利息

正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、年14.5パーセントの延滞利息が掛かります。

6 卒業後の手続き

(1) 返還免除までの期間に必要な手続き

○ 大学を卒業したとき

大学を卒業したときは、次の書類を提出いただくことになります。

【提出書類】

- ① 福島県緊急医師確保修学資金借用証書（様式第5号）
- ② 現況報告書（様式第10号）
 - ※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付
- ③ 県内臨床研修に従事しようとする旨の届出書
- ④ 住所を変更したことの届出書
 - ※ 住民票の写し等の新しい住所がわかる書類添付
- ⑤ 医師免許証の交付を受けたことの届出書
 - ※ 医師免許証の写し添付

○ 大学卒業後2年目以降

修学資金の返還が免除され、又は返還債務の履行が終わる日までの間、毎年4月15日までに、同年4月1日現在の状況について、次の書類を提出いただくことになります。

【提出書類】

- ① 現況報告書（様式第10号）
 - ※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付

(2) 返還の免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合は、返還免除の申請をしていただく必要があります。

【提出書類】

- ① 緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書（様式第6号）
- ② 公的医療機関等で勤務等に従事したことを証明する書類

(3) その他届出が必要な事項

上記の他、返還免除に係る勤務等に従事する期間中、届出が必要な事項があります。

詳しくは「7 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

7 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧

項 目	提 出 書 類
貸与申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書 (様式第1号) ・ (加算希望者のみ) 入学料の領収書の写し ・ 戸籍抄本 ・ レポート(データ作成可) ・ 銀行口座振込申出書 ・ 本人名義の通帳のコピー ・ 福島県キャリア形成卒前支援プラン適用同意書 ・ (新入生を除く在学生の方のみ) 福島県立医科大学の学業成績証明書 ※ 福島県立医科大学医学部長の推薦調書(様式第2号)が別途添付されます。
貸与決定時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金貸与契約書
2年目以降の継続貸与時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前学年の学業成績証明書 (医科大学教育研修支援課で作成) ※ 毎年4月30日まで
卒業後直ちに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金借用証書 (様式第5号)
卒業後から返還債務の全部免除、返還債務の履行終了まで毎年提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況報告書 (様式第10号) ・ 勤務(後期研修等)の状況がわかる書類 ※ 毎年4月15日まで
返還免除申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書 (様式第6号) ・ 公的医療機関等で勤務等に従事したことを証明する書類
返還方法変更申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金返還方法変更承認申請書 (様式第7号)
返還履行猶予申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書 (様式第8号)
保証人変更時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人変更承認申請書 (様式第9号)

項 目	届 出 事 項
その他随時届出	<p data-bbox="571 380 1372 465">次に掲げる事項に該当した場合には、まずは電話、メール等により担当者まで連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="580 524 1075 560">・ 氏名又は住所を変更したとき。 <li data-bbox="580 573 831 609">・ 退学したとき。 <li data-bbox="580 622 1358 658">・ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。 <li data-bbox="580 672 1219 707">・ 休学し、又は停学の処分を受けたとき。 <li data-bbox="580 721 831 757">・ 復学したとき。 <li data-bbox="580 770 1372 806">・ 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。 <li data-bbox="580 819 1372 945">・ 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。 <li data-bbox="580 958 1372 1043">・ 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の交付を受けたとき。 <li data-bbox="580 1057 1372 1182">・ 条例第6条第1項に規定する県内臨床研修に従事しようとするとき及び当該県内臨床研修に従事しなくなったとき。 <li data-bbox="580 1196 1372 1321">・ 条例第6条第1項に規定する後期研修に従事しようとするとき及び当該後期研修に従事しなくなったとき。 <li data-bbox="580 1335 1372 1518">・ 条例第6条第1項に規定する公的医療機関等の医師としての勤務に従事したとき及び当該公的医療機関等の医師としての勤務に従事しなくなったとき。